

「相続」について考えてみよう

相続に向けてどう備えればいいのか？

相続にどのようなイメージをお持ちですか？

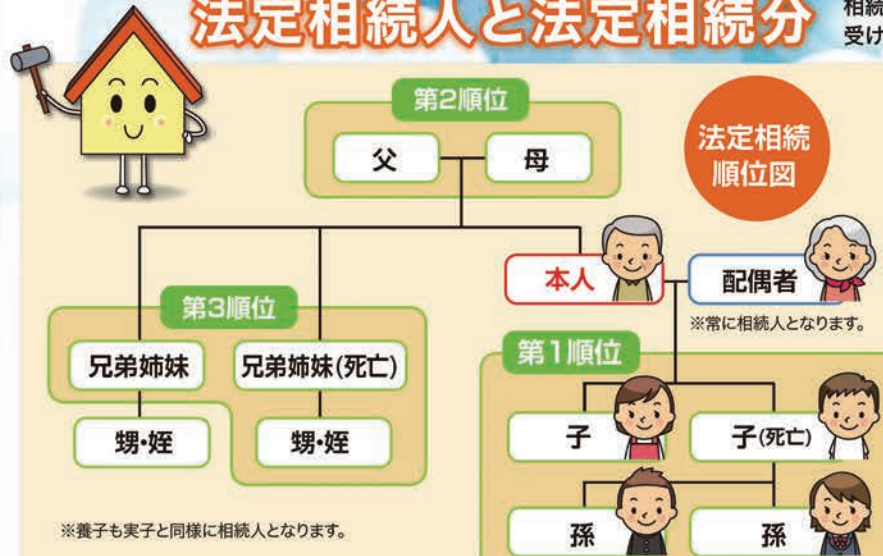
相続税っていくらかかるの？

多くの方がいつかは相続を経験します。今回は相続に関する基本的な情報や備えるためのポイントをご案内します。

相続手続きって大変そう

法定相続人と法定相続分

相続とは、人が亡くなったときに、その人(被相続人)の財産上の権利・義務を、一定の身分関係にある人(相続人)が受け継ぐことです。民法上、相続人となる人は定められています。また、相続割合についても定められています。



相続人別 法定相続分・遺留分

相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子(または孫)	配偶者-----1/2 子(孫)-----1/2	配偶者-----1/4 子(孫)-----1/4
配偶者と直系尊属(父母や祖父母等)	配偶者-----2/3 直系尊属-----1/3	配偶者-----1/3 直系尊属-----1/6
配偶者と兄弟姉妹(または甥・姪)	配偶者-----3/4 兄弟姉妹(甥・姪)-----1/4	配偶者-----1/2 兄弟姉妹(甥・姪)-----なし
配偶者のみ	全部	1/2
子(または孫)のみ	全部	1/2
直系尊属(父母や祖父母等)のみ	全部	1/3
兄弟姉妹(または甥・姪)のみ	全部	なし

※なお、子・直系尊属・兄弟姉妹がそれぞれ2人以上いる場合は、原則として均等に分けます。
※遺留分とは、一定の相続人が相続時に法律上取得することが保証されている相続分のこと。

相続への備えとして考えておきたい3つのポイント

大切な人に財産をのこしてあげたい 遺産分割

相続財産は通常、のこされた方(相続人)同士の話し合い(遺産分割協議)により、「誰が」「どれだけ」財産を相続するかを決めることとなります。(遺言書がある場合は遺言書を優先)



大切に家族のことを思いやり、遺産分割の方向性をあらかじめ決めておくことも必要となります。

家族がすぐ使えるお金を確保したい 流動性資金の準備

相続時、お金はすぐに引き出せない場合があります。(下図参照)一方、相続が発生すると葬儀費用、当面の生活資金、相続税納税資金等すぐに使えるお金が必要となります。

のこされたご家族に安心してもらうためにも、いざという時にすぐ使えるお金(流動性資金)を準備することも必要となります。



一般的な相続財産の場合



相続税がどのくらいかかるか心配 相続財産の評価

基礎控除額
3,000万円+600万円×法定相続人の数

相続税は、相続発生後10か月以内に原則、現金で納める必要があります。
〈財産の例〉 財産の種類により、相続時の評価が異なります。



〈相続人の例〉 どなたが相続するかにより、相続時の税額が異なります。

配偶者 子 孫 など

まずはご自身の財産がどのくらいあるのかを把握し、相続税がかかるかどうか確認しておくことも必要となります。

～相続に備える手段として～

リバースモーゲージローン

認知症保険

遺言信託

生前贈与

生命保険

相続に備える手段は様々あります。ご自身の資産の状況、ご家族の状況などにあわせ早めのご検討を始めてみてはいかがでしょうか。
〈静岡ろうきん〉でも備える商品、サービスをご用意しております。お気軽にご相談を！